

件 名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
-----	------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市長及び副市長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正）

平成26年度の期末手当の支給割合を改正します。 <第3条関係>

12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	1.9月	<u>2.05月</u>	3.95月
改正後の支給月数 (平成26年度)	1.9月	<u>2.2月</u>	4.1月

(2) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正（第2条による改正）

平成27年度以降の期末手当の支給割合を改正します。 <第3条関係>

ア 6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げます。

イ 12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>1.9月</u>	<u>2.2月</u>	4.1月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>1.975月</u>	<u>2.125月</u>	4.1月

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、(2)の規定の施行日については、平成27年4月1日とします。

(2) (1)の規定については、平成26年12月1日から適用することとします。

(参考) 期末手当の支給割合

	6月期	12月期	合計
平成23年度～平成25年度	1.9月	2.05月	3.95月
平成26年度	1.9月	2.2月 (0.15)	4.1月 (0.15)
平成27年度以降	1.975月 (0.075)	2.125月 (0.075)	4.1月 (0.15)

()は平成25年度との比較による引き上げ月数

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第34号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の190」を「100分の197.5」に改め、同条第2号中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の亀山市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。